

スポーツ市場の拡大に向けて〈提言〉

令和2年6月18日
自由民主党政務調査会
スポーツ立国調査会

1. 現状認識

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大はスポーツ産業にも大きな打撃を与えつつある。ほとんどのスポーツイベントが中止又は延期に追い込まれており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も1年延期されることとなった。
- ・ 日常生活からスポーツが一時的に失われたことは、我々にスポーツの有する価値の大きさを再認識させた。身体を動かすことの喜び、スポーツ観戦から得られる感動や活力、教育的価値や健康ヘルスケアなどの社会的価値、地域活性化や新素材開発への寄与等のスポーツの有する多面的かつ豊かな価値をできる限り早期に取り戻し、更に拡大させることが求められている。
- ・ このような中、2020東京大会の成功こそ、我が国の未来への扉であり、コロナ禍を乗り越え、世界全体でスポーツの魅力を実感する場とすることが、今我々に課された最大の使命であり、2020東京大会の成功に向け、着実に準備を進め、特にその柱となるスポーツの振興に一層取り組んでいくことが不可欠である。
- ・ ほぼ全てのスポーツは人と人との接触・接近を伴う。スポーツにはソーシャルディスタンディングとは反対のベクトルが内在している。そうした人と人との触れ合いがスポーツの意義であることも踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大を防止しつつ、どのようにスポーツ活動を再開させればよいのか、政府が主導して、十分な根拠に基づきより明確な指針を示すべきである。
- ・ 新型コロナウイルス感染症によって、スポーツ観戦のスタイルやアスリートとのコミュニケーション形態に大きな変化が起き、スポーツを通じて求められる経験価値がより一層多様化している。リアルなスポーツ観戦に加え、双方向でコミュニケーションができるSNSやデジタルを活用した動画配信・遠隔地観戦など、いわゆる三つの密を回避した安心・安全な環境におけるスポーツ関連サービスの享受が期待される。こうした変化を見据えながら、スポーツ市場の拡大に向けた新たな戦略を検討していくことが必要である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策については、第一弾の経済対策が講じられているが、スポーツの成長産業化は中長期的に取り組むべき重要な課題である。本調査会は、スポーツビジネス小委員会におけるスポーツ関係者から

のヒアリング等を踏まえ、以下の 2. のとおり具体的政策を提言する。

2. 具体的政策

(1) スポーツイベントの再開支援とスポーツ活動の正常化に向けた環境整備

新型コロナウイルス感染症との闘いにより委縮・沈滞した国民を力づけることができるのがスポーツである。政府は、今こそ、十分な感染症対策を講じつつスポーツイベントの再開等に取り組む関係者を支援すべきである。取り分け、学校部活動の全国大会が中止されたことによる生徒の喪失感は甚大であり、彼らの活動の成果を発揮できる場としての代替となる地方大会の開催を強力に支援すべきである。なお、その際、男女共同のスポーツ参加の観点が重要なことはいうまでもない。

また、競技団体において競技別の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインが作成されつつあるが、身体的接触を伴う競技においては、競技の実施そのものが制約を受けざるを得ない状況にある。このため、政府は、感染拡大予防ガイドラインの策定・普及への助言、スポーツ選手等の PCR 検査、抗原検査等の受検への支援等を通じ、感染防止対策とスポーツ活動の両立を図り、あらゆるスポーツ活動ができるだけ早期に正常化できるようになるための環境整備に全力で努めるべきである。

(2) 経営に不安を抱える競技団体等への支援

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「人類が新型コロナウイルス感染症に打ち勝ったあかし」として完全な形で開催することに国を挙げて取り組む中で、メダル獲得を目標とした日本のトップアスリートのひたむきな努力、試合で躍動する姿は、この国・国民に活力と希望を与えるものである。

しかしながら、大会を 1 年後に控える中、競技団体からは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済後退によるスポンサー離れや経営への不安の声が大きくなっている。

政府は、現場の声をしっかり受け止め、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている各競技団体の経営支援や、アスリートが憂いなく強化活動に取り組むための支援を強力に実施すべきである。

また、スポンサー企業に対する制度的な支援に加えて、スポンサーの意義・重要性を広く国民に周知すべきである。

なお、競技団体のガバナンス強化は重要であり、政府は、スポーツ団体ガバナンスコードへの遵守を促すべきである。

(3) スポーツ GDP 推計の積極的活用

スポーツ GDP 推計は、欧州諸国で採用されているスポーツ市場規模を推計するための手法である。我が国においては、株式会社日本政策投資銀行等が内閣府経済社会総合研究所発行の国民経済計算（SNA）を基に推計しており、2017年の推計値は約8.4兆円であった。

政府の達成目標である2020年10兆円、2025年15兆円というスポーツ市場規模は、公営競技及び教育を除いた生産額ベースの数値と捉えることができるため、スポーツ GDP と単純比較することはできないが、スポーツ GDP は、公営競技及び教育を含むスポーツ市場全体の規模を GDP 比率換算により欧州諸国と比較可能になるという利点を有する。

このため、政府は、我が国のスポーツ市場規模を把握するに当たり、その推計手法の精緻化に努めつつ、スポーツ GDP 推計値を積極的に活用すべきである。

なお、この際、スポーツ GDP は付加価値ベースの推計値であるため、生産額ベースの推計値よりも少額になることに留意することが必要である。

(4) スポーツを活用した地方の創生

昨年12月に閣議決定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「スポーツ・健康まちづくり」が盛り込まれたことにより、今後、多くの地方公共団体が地域活性化のためにスポーツを活用するようになることが期待される。

政府は、まず、このような地方公共団体の意識・行動変革を促すため、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の周知及び地方創生交付金の積極的活用の促進に全力を上げるべきである。この際、令和2年度から最大約9割の法人関係税の軽減が可能になった「企業版ふるさと納税」の活用についても、民間企業等に積極的に働き掛けるべきである。

また、地域のプロスポーツチーム等の有するリソースをオープン化することにより、民間企業、大学等と連携してイノベーション創出を目指す取組（地域版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（地域版SOIP）の構築）を積極的に支援すべきである。その際、マーケットの拡大等を図るため、AIの積極的活用を促進すべきである。

さらに、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となって、スポーツと地域資源を掛け合わせたまちづくりに取り組む連携組織である「地域スポーツコミッション」の設置数を拡大し、できるだけ早期に170団体の目標を達成すべきである。

(5) アーバンスポーツ、eスポーツ等の新たなアクティビティの開拓支援

アーバンスポーツは、多くの若者に支持されつつあり、その高いイベント価値から、スポーツツーリズムの要素としての魅力も強く有する。このため、政府は、アーバンスポーツ振興のためのビジョンを策定すべきである。

また、世界的にeスポーツ市場の成長は著しく、地域活性化への寄与も期待されている。コロナ禍において、スポーツ活動再開への機運を高めるといふ観点でeスポーツの有する意義が大きく注目された。一般社団法人日本eスポーツ連合の試算によると、2025年の波及領域を含めた我が国eスポーツ市場規模は2,850億円～3,250億円と見込まれており、我が国スポーツ産業としても、eスポーツを誘客等に活用することによりその成長を取り込むことが期待される。このため、政府は、各府省連携の下、eスポーツ振興のために必要な環境整備に取り組むべきである。

(6) スポーツコンテンツの活用促進及びゴルフに対する差別的取扱いの解消

放映権はスポーツ団体にとって大きな収益源の一つである。また、インターネットによる映像配信の普及により、インターネット配信権や肖像権を含むスポーツ動画の制作・利用に関する権利の保護・活用の重要性は増している。このため、政府は、スポーツコンテンツの知的財産権の保護・活用に係る留意点を整理するとともに、その活用方策をスポーツ団体に積極的に情報提供すべきである。

また、国民的スポーツであるゴルフは子供から高齢者、障害者まで親しむことのできる生涯スポーツでありながら、スポーツで唯一プレー時に課税されていることに加え、国家公務員倫理規程において利害関係者と共にゴルフをすることが禁止されているため、地方公務員を含む公務員がゴルフを忌避するようになっているだけでなく、カジュアルなスポーツの面も有するゴルフの新たなイメージづくりを阻害している。このため、政府は、ゴルフ場利用税の見直しを行うとともに、国家公務員倫理規程からゴルフの制限に関する規定を削除すべきである。

(7) スポーツギフティングの普及促進

スポーツには応援や共感が集まりやすいという特長があり、寄付との親和性が高い。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済後退により、アスリートやチームに対する民間企業からのスポンサーシップの縮小が懸念されている中、ファンが応援するアスリートやチームに寄付することができるスポーツギフティングは、新たなスポーツ活動資金の獲得方途として期待される。

このため、政府は、一般財団法人アスリートフラッグ財団（Unlim）等が取り組んでいるスポーツギフティングの普及に努めるべきである。また、スポーツファンがスポーツ振興投票の購入を通じて危機に直面したスポーツ界を支援するという流れを加速させるためにも、対象競技の追加や観戦しながら予想を楽しめる新商品の開発等、スポーツ振興投票の充実に向けた取組を進めていくべきである。

(8) スポーツインフラの整備

新型コロナウイルス感染症対策のため、社会体育施設や学校体育施設における換気能力の高い空調設備やシャワー等の衛生設備の充実が求められている。また、「アフターコロナ」の状況を見据えたスタジアム・アリーナの整備も必要である。

このため、政府は、社会体育施設・学校体育施設における空調設備・衛生設備の充実やスタジアム・アリーナの整備に対して必要な支援を行うべきである。

(9) スポーツ産業の国際展開の推進

最新のテクノロジー等との融合により、スポーツを拡張させ、イノベーションを起こし、新たなスポーツビジネスを創出することは、スポーツの成長産業化の起爆剤となる。我が国で創出されたスポーツビジネスやファンコミュニティを含め成長したスポーツコンテンツ等を国内のみに留めることなく、積極的に国際展開を推進することが必要である。

政府は、JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）等と連携・協力して、世界各地で開催される展示会等で情報発信を行い、グローバルなスポーツ市場の中で活躍が期待される企業等を支援すべきである。併せて、スポーツ施設を利用した新型コロナウイルス感染拡大防止対策や SNS などを積極的に利用したスポーツを通じた社会貢献活動に関する事例について海外へ情報発信すべきである。

また、政府は、JETRO、JICA（独立行政法人国際協力機構）、JSC（独立行政法人日本スポーツ振興センター）及び JSPO（公益財団法人日本スポーツ協会）と連携協力し、国内外の先行事例について調査・研究を行い、国内の関係団体、産業団体・企業、地方公共団体等に、セミナー等を通じて広く情報発信し、スポーツ産業の国際展開の推進が持続可能なものとなるようオールジャパンの連携強化を図るべきである。

(以上)

スポーツ・健康まちづくりにおける「民間スポーツ施設」の活用に向けた決議

令和元年10月23日
自由民主党政務調査会
スポーツ立国調査会スポーツ立国調査会 会長 馳 浩
スポーツビジネス小委員会 委員長 片山さつき

人生 100 年時代を迎え、生涯現役社会を構築していくためには、心身ともに健康であることが欠かせない。そのためには、国民誰もが、スポーツの力により人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできるよう、身近にスポーツに親しむことのできる環境整備を図る必要がある。

現在、政府においては、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」に基づき、関係省庁が連携し「スポーツ・健康まちづくり」の取組を更に推進することとしており、この取組を一層加速すべきである。

特に、施設の老朽化や財政制約に計画的に対応し、地域のスポーツ環境を持続的に確保するためには、公共スポーツ施設のストック適正化を進めるとともに、学校体育施設や民間スポーツ施設（町道場など個人所有の施設を含む）など、地域のスポーツ資源を最大限活用していくことが求められる。

一方で、地域のスポーツの場として重要な役割を果たしている民間スポーツ施設については、人口減少・少子化等による利用者の減少、施設に係る固定資産税の負担等により、厳しい経営を強いられ閉鎖に追い込まれている施設も少なくない。自治体によっては、市民の運動広場となっている民有地の固定資産税を減免している例や、民間スポーツ施設の利用料金を一部助成し市民利用を促進している例がある。

このため、政府は、第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の検討にあたり、民間スポーツ施設の公共的な役割を積極的に位置づけるべきである。加えて、税負担軽減等により地域のスポーツの場として維持存続し有効活用する取組を強力に促進すべきである。